

山都町運動公園自動販売機設置者募集要項

山都町が行う自動販売機設置者（以下「設置者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項及び別添公募物件説明書の各事項を御承知のうえお申し込みください。

1 公募物件

別添公募物件説明書記載のとおり。

2 応募資格要件

次のいずれかに該当する者は、応募することができません。

- （１） 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者
- （２） 破産者で復権を得ない者
- （３） 町税を滞納している者
- （４） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）及び同条第６号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又はこれらと社会的に非難されるような関係を有する者
- （５） 法人又は法人格を有しない団体にあつては役員（法人登記簿に登載されている者、法人格を有しない団体にあつては役員として活動している者）が暴力団員又はこれらと社会的に非難されるような関係を有する者

3 公募条件等

（１） 使用料等

ア 使用期間

使用期間は物件ごとに別添公募物件説明書記載のとおりとし、更新はしません。

また、町が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、設置者が公募条件のいずれかに違反する行為を行ったとき、その他町が必要と認めるときは、

使用を解除することがあります。

なお、使用期間中は、自動販売機の設置、撤去、入替え及び故障並びに停電等やむを得ない事情がある場合を除き、自動販売機による販売を継続するものとしします。

イ 使用料

物件ごとに設置者として決定された者が提示した使用面積を基に山都町行政財産使用料条例（平成１９年１２月１８日条例第１８号）第３条及び第４条の規定で算出した額をもって年額使用料としします。

なお、光熱水費等の維持管理費は、設置者が負担するものとする。

使用料は、町の発行する納付書により、町が指定する期日までに全額納入してください。

ウ その他必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は、設置者の負担としします。

また、使用期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復することとし、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、有益費その他一切の費用について、町に対し補償請求することはできません。

（２） 管理運営上の遵守事項

ア 許可証の条件を遵守し、使用料等を定められた納入期限までに確実に納めること。

イ 自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、ＪＩＳ規格及び業界自主基準に準拠した転倒防止措置を講じること。

ウ 商品の補充、売上金の回収、釣り銭の補充等は設置者が行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。

エ 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機１台に１個以上の割合で使用面積を超えない範囲で設置し、設置者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないように、適切な維持管理を行うこと。

オ 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、町の指示に従うこと。

カ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

キ 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

ク 販売品目及び販売価格は、物件ごとに別添公募物件説明書記載のとおりとし、酒類の販売は行わないこと。

ケ 設置する自動販売機は、災害対応型ベンダーとすること。

※アイスクリームは対象外。

コ 町がポスター類の掲示を依頼する場合には、協力すること。

サ 町が電気設備の点検等のために停電させる場合には、協力すること。

4 応募申込手続

(1) 申込方法及び申込期間等

申込みは、郵送又は持参によるものとし、申込先及び申込期限は別添公募物件説明書記載のとおりとします。

(2) 必要な書類（各一部）

次の書類を提出してください。

ア 行政財産使用許可申請書（様式第67号財務規則第95条関係）

イ 設置を希望する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力が確認できるものでコピー可）

(3) その他

電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

5 設置者の決定

(1) 提出された申請書の審査を行い、「2 応募資格要件」に定める資格を全て満たし適当である者を設置候補者とします。

(2) 設置候補者の希望する使用面積が、町が定めた設置予定面積を超えた場合に

は、町にて抽選により選定します。

(3) 設置者の決定は、概ね令和7年(2025年)8月上旬を予定しています。

設置者の決定後、応募者に選定結果を連絡します。

(4) 設置が決定した設置者へ「行政財産使用許可証」に条件を付して交付します。

(5) 設置者に選定されなかった事業者については、ご提出いただいた「行政財産使用許可申請書」を返却します。

6 設置者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置者としての決定を取り消します。

(1) 設置者が応募者の資格を失った場合

(2) 許可の条件に違背した場合

7 その他

使用手続に関する一切の費用については、設置者の負担とします。

問い合わせ先

山都町教育委員会生涯学習課 担当 西山

〒861-3592

熊本県上益城郡山都町浜町6番地

電話 0967-72-0443